

10月から小児マル福が18歳まで拡大されました



手続きはお済ですか？

医療福祉制度（マル福）は健康保険で医療機関などにかかった医療費の一部負担金を助成する制度です。

- ▶ **申請対象** 16歳から18歳までのお子さん（潮来市に住民登録のある、平成12年4月2日から平成15年4月1日生まれの方で就学・就職・婚姻しているか否かは問わず）
- ▶ **申請方法** 通知と申請書を8月中旬に郵送しております。申請書に必要事項を記入の上、お子さんの保険証の写しを添えて返信ください。申請書が届いていない、紛失した方は市民課までお問合せください。

- * 潮来市へ転入された年月によっては課税（所得）証明書が必要になる場合があります。
- * 10月以降の申請の場合、受給開始期間は申請月からとなります。
- * 中学3年生までの小児・ひとり親・障がい者マル福を受給されているおさんは手続きは必要ありません。

詳しくはこちらへ！



【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111
潮来市HP ホーム > 子育て・教育 > 医療福祉（マル福）

未婚のひとり親家庭の児童手当に寡婦（夫）控除のみなし適用を行います

ひとり親家庭の経済的な負担軽減のため、婚姻歴のないひとり親家庭にも児童手当の所得額の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。対象となる方は申請をお願いします。申請方法については、子育て支援課までお問合せください。

▶対象となる方

- 1 婚姻歴のない母で、生計を一にする子がいるもの【寡婦控除】
- 2 婚姻歴のない母で、扶養親族とする子がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの【特定寡婦控除】
- 3 婚姻歴のない父で、生計を一にする子がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの【寡夫控除】

*「子」とは、他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない20歳未満の子であり、総所得金額が38万円以下のもの

*のみなし適用を行う前の所得が所得制限限度額未満であるときは、支給額は変わりません。

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線388

潮来市HP ホーム > 子育て・教育 > 子育て・教育のお知らせ >

【未婚のひとり親のご家庭へ】 児童手当における寡婦（夫）控除のみなし適用について

詳しくはこちらへ！

